

# 京都市崇仁北部第四住宅地区改良事業用地における

## 時間貸駐車場事業者募集要項

京都市では、崇仁北部第四住宅地区改良事業用地について、本市が事業化等を行うまでの間、不特定多数の一時的駐車需要に対する時間貸駐車場として暫定的に活用します。

については、以下のとおり、時間貸駐車場を管理・運営する事業者を募集します。

### 1 募集の概要

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び京都市公有財産規則第 18 条第 4 号の規定に基づき、以下の現状物件の目的外使用許可（以下「使用許可」という。）を行います。

※ 詳細は、「京都市崇仁北部第四住宅地区改良事業用地における時間貸駐車場事業に関する仕様書」参照

- (1) 所在地（別紙 1 周辺図及び詳細図参照）

京都市下京区上之町 7 番地ほか

- (2) 使用可能面積及び部分（別紙 1 周辺図及び詳細図参照）

ア 1,861.25 m<sup>2</sup>

イ 751.35 m<sup>2</sup>

合計 2,612.60 m<sup>2</sup>

- (3) 年間最低使用料

金 11,287,385 円

- (4) 使用開始日（事業者の工事期間を含む。）

令和 7 年 4 月 1 日（火）（予定）

### 2 応募資格要件

次の各号に定める要件を全て満たす法人に限り、応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により一般競争入札に参加する資格を有していること。
- (2) 本市の区域内に本店・支店又は営業所を有すること。
- (3) 直近 3 年間において、継続して時間貸駐車場の管理運営に関する業務実績を有していること。
- (4) 直近 2 年間において、法人税、消費税、本市の法人市民税、固定資産税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。
- (5) 京都市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等又は同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者。
- (6) 会社更生法及び民事再生法に基づく更生・再生手続中でないこと。
- (7) 代表者、役員又はその使用人が刑法第 96 条の 6 又は第 198 条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され又は逮捕を経ないで公訴を提起されている場合は、提訴から 2 年以上経過していること。

- (8) 法人又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された場合は、認定された日から2年以上経過していること。
- (9) その他本市が契約の相手方として適当と判断する者

### 3 現地見学会の実施

- (1) 実施日時
  - ア 令和6年12月19日（木）
  - イ 令和7年1月15日（水）
- (2) 実施時間  
午前10時から午後5時（正午から午後1時を除く）
- (3) 参加申込方法  
実施日の3開庁日前の午後5時までに、電子メールで申込みのうえ、電話による確認を行ってください。（ただし、土曜日・日曜日及び祝日を除く。）
- (4) 申込先  
京都市都市計画局住宅室すまいまちづくり課（担当：佐伯、金崎）  
送信先：sumamachi@city.kyoto.lg.jp  
電話：075-222-4016

### 4 質問書の受付及び回答

- (1) 受付期間等  
受付期間：令和6年12月13日（金）から令和6年12月26日（木）まで  
（ただし、土曜日・日曜日及び祝日を除く。）  
受付時間：午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く）
- (2) 提出方法  
質疑の要旨を質問書（様式6）に簡潔にまとめ、電子メールで送信してください。  
なお、件名は、【質疑（法人名）】としてください。  
送信先：京都市都市計画局住宅室すまいまちづくり課（担当：佐伯、金崎）  
sumamachi@city.kyoto.lg.jp
- (3) 回答  
令和7年1月14日（火）までに都市計画局住宅室すまいまちづくり課ホームページに掲載します。

## 5 申込手続

### (1) 受付期間等

受付期間：令和7年1月17日（金）から令和7年1月24日（金）まで  
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

受付時間：午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）

### (2) 必要書類（正本各1部、副本各2部を用意してください。）

ア 応募申込書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

ウ 印鑑登録証明書

エ 商業・法人登記簿謄本又は登記事項全部証明

オ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

（納税証明書は「その3」又は「その3の3」で提出してください。）

カ 直近2年度分の法人市民税の納税証明書

キ 本市内で営業する事務所又は事業所の水道料金の未滞納を証明する「支払証明書」

ク 事業概要

(7) 法人の概要（様式3）

(4) 直近2年間の貸借対照表、損益計算書及び会社等の実績

※ ウ、エ、オ、カ、キについては、発行後3か月以内の原本に限ります。

### (3) 申込方法

受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参してください。  
（郵送、電話、FAX及びメールによる受付は行いません。）

### (4) 受付場所

京都市 都市計画局 住宅室 すまいまちづくり課 まちづくり推進担当  
（市役所分庁舎3階）

### (5) 応募書類の審査

提出された応募書類の審査を行います。審査の結果、応募資格がないと判断した場合は、令和7年1月28日（火）までに文書にて通知します。

なお、電話等による個別の問合せには応じません。

## 6 価格提案書等の受付及び使用予定事業者の選定

応募書類の審査により資格を満たしている者（以下「応募資格者」という。）から価格提案書等を受理し、使用予定事業者を選定します。

### (1) 受付及び選定日時

令和7年1月31日（金）午後3時から（受付は午後2時50分まで）

### (2) 受付場所

京都市役所会議室（詳細については、令和7年1月29日（水）までに文書にて通知します。）

### (3) 提出書類等（当日持参するもの）

ア 価格提案書（様式4）

イ 委任状（様式5）※ 代理人により応募しようとする場合、必ず持参してください。

(4) 価格提案書の投函方法

ア 応募資格者は、価格提案書（様式4）に必要な事項を記入し、記名押印（代表者印）のうえ、入札箱に投函してください。

イ 応募は、代理人に行わせることができます。この場合は、委任状を価格提案書と一緒に入札箱に投函してください。

(5) 応募価格の表示

応募価格は、1年間分（令和7年4月1日から令和8年3月31日）の使用料総額を表示してください。

(6) 価格提案書の書換え等の禁止

応募資格者は、入札箱に投函した価格提案書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

(7) 価格提案審査

ア 価格提案審査は、価格提案書の投函締切後、直ちに応募資格者立会いの下で行います。

イ 価格提案審査に立ち会わなかった場合は、審査の結果について異議を申し立てることができません。

なお、価格提案審査に出席しなかった者又は価格提案書提出期限（令和7年1月31日（金）午後2時50分）に遅刻した者は、棄権とみなします。

(8) 価格提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

ア 最低使用料を下回る価格によるもの。

イ 応募資格のない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの。

ウ 応募資格者の記名押印がないもの。

エ 本市が交付した価格提案書（様式4）を用いていないもの。

オ 応募資格者又はその代理人が2以上の価格提案をしたときは、その全部のもの。

カ 応募資格者又はその代理人がそれぞれ価格提案をしたときは、その双方のもの。

キ 2以上の応募資格者の代理人として価格提案をしたときは、その全部のもの。

ク 応募価格又は応募資格者の氏名、その他主要部分が識別し難いもの。

ケ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。

コ 価格提案に関し、不正な行為を行った者がしたもの。

サ その他、価格提案審査に関する条件に違反したもの。

(9) 使用予定事業者の決定

使用予定事業者は、本市が設定する最低使用料以上で最高の価格であり、有効な価格提案を行った者としてします。

なお、使用予定事業者には、価格提案審査終了後、使用手続の説明を行います。

(10) 抽選による使用予定事業者の決定

最高となるべき同価の価格提案書の投函をした者が2者以上あるときは、抽選により、使用予定事業者を決定します。

業者が決定したときは、その者の受付番号及び金額を公表することとし、使用予定事業者が決定しないときは、その旨を価格提案審査に立ち会った応募資格者に公表します。

審査決定後、都市計画局住宅室すまいまちづくり課ホームページにて、使用予定事業者名及び決定金額を掲載します。

#### (1) 価格提案審査の中止

不正な価格提案が行われる恐れがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止又は価格提案審査期日を延期することがあります。

### 7 使用許可申請の手続

使用許可の手続は、事業予定者決定後、調整します。

使用予定事業者には、細部についての協議を行ったうえで、「行政財産使用許可書」の提出を求め、応募申込書に記載された名義で「行政財産使用許可書」を発行します。

### 8 使用予定事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、使用予定事業者としての決定を取り消します。その場合、価格提案審査にて2番目に高い有効な価格提案を行った者を新たな使用予定事業者として決定します。

- (1) 正当な理由なく、指定する期日までに使用許可の手続に応じなかった場合
- (2) 使用予定事業者が応募者の資格を失った場合
- (3) その他使用予定事業者が使用許可の相手方として不適当と認められる場合

### 9 その他

応募の手続に関する一切の費用については、応募者の負担となります。

また、使用許可の手続に関する一切の費用については使用予定事業者の負担となります。

なお、応募に当たっては、事業者の責任において現地状況及び周辺の交通状況等を事前に確認してください。

### 10 問合せ及び応募申込の受付先

京都市 都市計画局 住宅室 すまいまちづくり課

すまいまちづくり担当（市役所分庁舎3階）（担当 佐伯、金崎）

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

電 話（075）222-4016

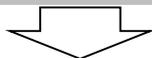
FAX（075）222-3526

時 間 午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く）

土曜日、日曜日、祝日は除きます。

## 募集の進め方

募集要項の公開（令和6年12月13日（金））



現地見学会（※）（令和6年12月19日（木）、令和7年1月15日（水））

※ 希望者のみ



質問書の提出期限（令和6年12月26日（木））



質問書の回答日（令和7年1月14日（火））



応募申込書の受付開始（令和7年1月17日（金））



応募申込書の提出締切（令和7年1月24日（金））



価格提案書等の受付及び  
使用予定事業者の選定  
（令和7年1月31日（金））



行政財産使用許可の手續



行政財産使用許可書の交付（令和7年2月中旬）（予定）



事業の開始（令和7年4月1日）（予定）